

感染症対応マニュアル

このマニュアルは日本女子大学における学生・教職員の皆さんが感染症等を予防すること、また感染症発生の際に的確かつ迅速に対応するために必要な事項を定めて、学生・教職員の生命・健康を守ることを目的としています。

【感染症について】

ウイルス・細菌・真菌などの微生物が、宿主の体内に侵入し、臓器や組織の中で増殖することを「感染」といい、その結果生じる疾病が「感染症」です。大学のような集団生活では感染性の病気は流行する危険性が高くなります。感染の予防対策として、消毒や殺菌等により感染源をなくすこと、手洗いや食品の衛生管理など周囲の環境を衛生的に保つことにより感染経路を遮断すること、栄養バランスのとれた食事、規則正しい生活習慣、適度な運動、予防接種などにより体の抵抗力を高めることが、感染症対策の重要な手段となります。個人及び集団の健康を守る上では、発熱など感染症の症状が認められた場合は、早めに医療機関を受診し、対応策を検討することが重要です。

1. 感染症を予防するために

学生・教職員の皆さんは、年1回の健康診断は必ず受けましょう。また、母子健康手帳等で自己の予防接種歴、既往歴を確認し、不確実な時は、医療機関にて予防措置についてご相談ください。

予防接種の詳しいスケジュールや接種の回数、接種の間隔などは[こちら](#)の国立感染症研究所のHPで確認することができます。

海外渡航の予定の方は、[FORTH](#)（厚生労働省検疫所HP）を確認し、医療機関にて予防措置についてご相談ください。

寮などの集団生活を予定している方は、[こちら](#)の髄膜炎菌についてのHPを確認し、医療機関にご相談の上、ワクチン接種をご検討ください。

女性が特に注意したい感染症として、風しんがあります。風しんに対する免疫が不十分な妊娠20週頃までの女性が風しんウイルスに感染すると、眼や心臓、耳等に障害をもつ（先天性風しん症候群）子どもが出生することがあります。自分自身だけでなく、周囲の人達を風しんから守るためにも感染を予防する必要があります。

2. 感染症が疑われる場合の対応

発しん、発熱など下記の1) 2) 3) の症状が出現した場合は、感染症の疑いがあります。

①予防接種歴、既往歴を確認 ②発しんの出方、部位、状態を観察 ③発熱の有無、熱型を確認することが必要です。1回罹患すると終生免疫のできるもの、何回も罹患するものなどがあります。感染症の疑いのある場合は必ず受診しましょう。

1) 発しんが出た場合

麻疹、風しん、水痘（水ぼうそう）、溶連菌感染症、手足口病など

2) 眼充血・目やにがある場合

流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎、咽頭結膜熱

3) その他の症状

耳の下腫れ（流行性耳下腺炎）、微熱・咳（マイコプラズマ肺炎、結核、百日咳）、嘔吐・下痢（感染性胃腸炎）、下痢・血便（病原性大腸菌）、咳・咽頭痛・倦怠感・味覚や嗅覚の異常（新型コロナウイルス感染症）、高熱や頭痛・倦怠感・筋肉痛（インフルエンザ）など

3. 学校において予防すべき感染症に罹患した場合

速やかに [学校において予防すべき感染症報告フォーム](#) に入力してください。



学校において予防すべき感染症

(1) 学校において予防すべき感染症の考え方

① 第一種の感染症：「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類感染症と結核を除く二類感染症を規定している。出席停止期間の基準は、「治癒するまで」である。

- ② 第二種の感染症：空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症を規定している。出席停止期間の基準は、感染症ごとに個別に定められている。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。
- ③ 第三種の感染症：学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定している。出席停止期間の基準は、病状により医師において感染のおそれがないと認めるまでである。

「その他の感染症」：学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

(2) 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準について

学校保健安全法施行規則第18条 第19条にて規定されています。必ず医師の指示に従い療養してください。

表1 学校において予防すべき感染症（第一種・第二種）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	(1) エボラ出血熱 (2) クリミア・コンゴ出血熱 (3) 痘そう (4) 南米出血熱 (5) ペスト (6) マールブルグ病 (7) ラッサ熱 (8) 急性灰白髄炎(ポリオ) (9) ジフテリア (10) 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) (11) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る) (12) 特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律にて規定) *新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症は第一種の感染症とみなす	治癒するまで
	(1) インフルエンザ *特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	(2) 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	(3) 麻疹※	発しんに伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで
	(4) 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	(5) 風しん※	発しんが消失するまで
	(6) 水痘（みずぼうそう）	全ての発しんがかさぶたになるまで
	(7) 咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	(8) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	(9) 結核	医師において感染のおそれがないと認められるまで
	(10) 髄膜炎菌性髄膜炎	

※麻疹や風しんについては、近年、海外で感染した患者を契機とした国内での感染拡大事例が報告されており注意が必要です。麻疹の感染力は非常に強く、免疫を持っていない人が感染するとほぼ100%発症します。風しんも一人の患者から免疫がない5～7人に感染させる可能性があります。

表2 学校において予防すべき感染症（第三種）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第三種	(1) コレラ	医師において感染のおそれがないと認められるまで
	(2) 細菌性赤痢	
	(3) 腸管出血性大腸菌感染症	
	(4) 腸チフス、パラチフス	
	(5) 流行性角結膜炎	
	(6) 急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 (第三種の感染症として扱う場合もある)	法令により出席停止期間の基準は定められていないが、通学時の注意事項として、必ず医師の診察を受け、感染の恐れがないことを確認の上、通学を開始すること
	(1) 感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、アデノウイルス感染症など)	
	(2) サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症	
	(3) マイコプラズマ感染症	
	(4) インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症	
	(5) 溶連菌感染症（主にA群溶血性レンサ球菌感染症）	
	(6) 伝染性紅斑（りんご病）	
	(7) RS ウイルス感染症	
	(8) EB ウイルス感染症（伝染性単核症の原因となる）	
	(9) 単純ヘルペスウイルス感染症	
	(10) 帯状疱疹	
	(11) 手足口病	
	(12) ヘルパンギーナ	
	(13) A 型肝炎	
	(14) B 型肝炎	
	(15) 伝染性膿痂疹(とびひ)	
	(16) 伝染性軟属腫(水いぼ)	
	(17) アタマジラミ症	
	(18) 疥癬（かいせん）	
	(19) 皮膚真菌症 ①カンジダ感染症②白癬、特にトングランス感染症	

参考資料

- ・ [日本の予防接種スケジュール（国立感染症研究所HP）](#)
- ・ [厚生労働省検疫所FORTH](#)
- ・ [麻しん・風しん（厚生労働省HP）](#)
- ・ 感染症HANDBOOK2025（一般社団法人国立大学保健管理施設協議会 感染症特別委員会）
- ・ 学校において予防すべき感染症の解説＜令和5年度改定＞（公益財団法人日本学校保健会）